

農業担い手メールマガジン（第97号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～水田農業地域における集落営農の役割～
- 事業活用のポイント ～広域連携アグリビジネスモデル支援事業～
- 農業担い手経営相談コーナー ～WTO交渉の経緯と今後～

現場の皆さんへ ～水田農業地域における集落営農の役割～

水田農業地域では、古くから集落単位での水管理や共同作業による米作りが行われており、特に、昭和40年代以降は、機械の共同利用の進展や米の生産調整に対応して、集落ぐるみで麦・大豆の転作に取り組む事例などがみられるようになりました。

農政において集落営農が位置づけられたのは平成4年のことですが、この背景には集落単位での営農活動が次第に経営体としての実態を備えてきたという事実があります。そして、平成16年から実施することになった米政策改革において、集落営農は「地域の担い手」として明確化されました。

集落営農は、認定農業者などの農業の担い手が多く存在する地域では、その必要性は相対的に低くなりますが、農業の担い手が不足している水田農業地域ではたいへん有効な仕組みです。また、その組織が継続的・安定的に農業経営を行っていくためには、法人化を目指すことも併せて重要になります。

実際の集落営農の姿は地域によって様々ですが、一般には地域農業に対する次のような効果が期待されています。

ア 集落の皆さんが農作業を分担するため、誰かが病気になっても他の農家の出役で農作業を継続することが可能になります。

イ 農業機械の共同所有・利用を進めることで機械の台数が抑えられ、購入・修理代などの経費が節減されます。

ウ 共同作業により、構成農家の作業負担を小さくできるので、余った労働力を有効活用することができます。高齢農家や女性の方にご活躍いただいで収益作物の栽培や産直、加工などに取り組めば、収入の増加が期待できます。

エ 集落での話合いの機会が増えると、農家同士の交流も深まり、お祭りなどの集落行事が盛んになるなど、農村地域の活性化が期待できます。

全国の水田集落のうち、担い手がない集落は5割程度あると言われていています。農林水産省では、こうした担い手不在地域の農業の維持・発展のためにも、個別の担い手の育成・確保とともに、多様な集落営農の展開を支援していきます。

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

事業活用のポイント

～ 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 ～

近年、国産農畜産物について消費者・実需者のニーズが多様化する中、複数の都道府県（以下「県」という。）の生産者と実需者等が広域連携する取組がみられます。

この事業では、複数県の生産者と実需者などが連携する場合に、低コストで付加価値の高い農畜産物の安定供給に必要な施設整備を支援します。

ア 生産者・実需者連携事業

複数県の生産者と実需者が連携し、生産者が実需者の求める農畜産物等を安定供給するために必要となる生産施設・加工施設等の整備を支援します。

実施主体：認定農業者（法人）、構成員に認定農業者を含む法人など

補助率：事業費の1/2（沖縄県は2/3）以内等

実施主体は、連携する実需者から一定の出資を受けている必要があります

イ 加工・流通拠点整備事業

複数県の生産者と実需者が連携し、事業協同組合等が農畜産物や加工品を効率よく販売・配送するために必要となる施設整備等を支援します。

実施主体：事業協同組合など

補助率：事業費の1/3以内

実施主体は、複数県の生産者と出資又は3年間以上の取引関係にある必要があります

ウ 生産者連携事業

複数県の生産者が連携し、高付加価値化した農畜産物や加工品の販売を行うために必要となる生産施設・加工施設等の整備を支援します。

実施主体：認定農業者（法人）、農業協同組合など

補助率：事業費の1/2（沖縄県は2/3）以内等

生産・加工施設等を整備する場合は、共通の生産技術で生産し、高付加価値化した農畜産物の販売について連携する必要があります。

販売施設等を整備する場合、実施主体は、複数県の生産者と出資又は3年間以上の取引関係にある必要があります

なお、この事業は、国が事業参加者を公募し、第三者委員会の審査を経て採択を決定しますが、どの事業も法人または団体として応募していただく必要があります。

応募は、農林水産省のホームページにある必要書類（様式）にご記入いただいた上で、直接、農林水産省にお願いします。事業の詳細については、最寄りの地方農政局へお気軽にお問い合わせください。

「広域連携アグリビジネスモデル支援事業」に関する詳細はこちらから

農業担い手経営相談コーナー

～ W T O 交渉の経緯と今後～

Q . 先日、W T O の多角的貿易交渉（ドーハラウンド）が決裂したとの報道がありました。この交渉はどのような経緯をたどり、今後どうなっていくのでしょうか？ 分かりやすく教えてください。

A . W T O 農業交渉は、2001年に中東カタルのドーハで交渉が開始されたことから、ドーハラウンドと呼ばれています。

このラウンドの目的は、更なる自由化、ルールの強化などの新しい分野への対応もありますが、最大の特徴は、一部の輸出先進国だけでなく、途上国も多角的貿易体制の恩恵を享受できるよう「開発」に主眼を置いている点にあります。

我が国としては、「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指し交渉に臨んできました。2004年には、大枠について合意がなされましたが、その後の具体的な議論については、各国が歩み寄りを見せず、交渉は難航していました。昨年7月以降は、ファルコナー農業交渉議長がモダリティ（関税等の削減ルール）案を提示し、交渉のたたき台として平均54%の関税削減率を提案（ウルグアイラウンド時の平均削減率は36%）するなど、集中的かつ専門的な議論が行われました。

本年7月には再改訂議長テキストが発出されるとともに、同21日からはW T O 閣僚会合が開催され、関税削減や重要品目の数や関税割当の拡大などについて閣僚レベルでの議論が行われましたが、先進国と一部途上国の立場が埋まらず、同29日には「決裂」という結果に終わりました。

今後は、どのように交渉が進展するか必ずしも明らかではありません。いずれにしても、我が国としては、W T O 体制下において、食料輸入国としての主張ができる限り反映されるよう、最大限の努力を行っていきたいと考えています。

なお、国内農業については、これと並行して、担い手育成や農地の確保と高度利用に向けた農地政策の見直しなどを進める必要があります。また、高品質で安全な国産農産物の生産振興を進め、国産農産物に関する消費者の理解と信頼を得る努力を同時に行っていかななくてはなりません。

ご質問・ご相談は下記へお願いいたします

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

編集後記

昨日は、一足早い秋が訪れたような錯覚を覚える地域もあったように思います。わが家では、今夏大収穫だったトマトがそろそろ終わりを迎えようとしており、お盆で訪れた田舎では、もう稲穂の上をたくさんの赤とんぼが舞っていました。

実りの秋はもう間近です。これからの季節は、台風などへの備えを万全に、お仕事頑張ってください。
(S)

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：毎月2回発行

発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>